

第1 この手引の位置付け

居宅サービス事業所等※（以下「事業所」という。）においては、利用者の方が安心して安全に介護サービスを利用することができるように、事故を未然に防ぐよう努めるとともに、万一事故が発生した場合には、迅速かつ的確に対応する必要があります。

そのためには、各事業所において、事故防止対応マニュアルを作成し、職員に周知するなど、事故防止体制を作っておくことが重要です。しかしながら、事業所には、事故発生の防止のための指針の作成が義務付けられていません。

そこで、各事業所が、利用者の事故防止対策、事故発生時の対応体制を整備する際に活用できるように、様々な事故のうち、各事業所で起こり得る主な事故を取り上げて、この手引を作成したものです。

各事業所におかれては、この手引を参考にしながら、事業所の種類や規模、設備等の特性に応じて、それぞれの「事故防止対応マニュアル」を作成し、事故防止対策の確立及び徹底に取り組んでください。

※ この手引において「居宅サービス事業所等」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護（通所介護事業所の設備を利用して提供する夜間及び深夜の通所介護以外のサービスを含む。）、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売をいいます（介護予防サービス及び共生型サービスを含む。）。